

SEZにおける税制優遇措置(開発企業・入居企業)

	開発企業	入居企業
法人税	開発から15年間のうち継続した10年間分について100%免税(SEZ開発によって得られた利益に対する免税措置(1961年所得税法第80IAB条)。 SEZ開発を2017年4月1日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。 ただし、最低代替税は適用される。	製造活動または役務提供開始から最初の5年間は100%免税、続く5年間は50%免税。収益を再投資することを条件に、さらに5年間の50%免税(1961年所得税法第10AA条)。 ただし、最低代替税は適用される。 なお、製造活動を2020年4月1日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。
配当分配税(DDT)	通常と同様に課税(2020年4月1日から廃止)	通常と同様に課税(2020年4月1日から廃止)
最低代替税(MAT)	適用(法人税に代わり、約20%の最低代替税(MAT)を支払う必要がある。)	適用(法人税に代わり、約20%の最低代替税(MAT)を支払う必要がある。)
関税	インド国外から調達する商品に係る100%免税(2005年SEZ法第26条1項(a)) SEZから海外へ輸出する商品に係る100%免税(2005年SEZ法第26条1項(b))	
GST(物品・サービス税(Goods and Service Tax))	SEZ企業が、国内一般関税地域(DTA)から物品及びサービスを調達する、または海外から輸入をする場合には、GST課税対象外となる。また、SEZ企業による他のSEZ企業や国外の顧客への販売についても、GST課税対象外となる。ただし、SEZ企業からDTAへの販売に対しては、通関時にGSTが課される。	
物品税	原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては100%免税(2005年SEZ法第26条1項(c))。GST導入後、これら以外の物品に対して課される物品税はGSTに包含された。	
中央販売税	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に対しては100%免税(2005年SEZ法第26条1項(g))。GST導入後、これら以外の物品に課される中央販売税がGSTに包含された。	
VAT	各州の政策によって原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては100%免税。GST導入後、これら以外の物品に課されるVATがGSTに包含された。	
資格要件	特定業種 SEZ-最低投資額 25 億ルピーまたは純資産 5 億ルピー超、最低敷地面積 100 ヘクタール (IT 専用の場合、最低敷地面積は 10 ヘクタール) 多目的 SEZ-最低投資額 100 億ルピーまたは純資産 25 億ルピー超、最低敷地面積 500 ヘクタール～上限 5,000	生産開始から5年間を1ブロックとし、ブロック間の輸出入収支をプラスに保つこと(最低輸出義務などの要件は無し)。国内向けの販売は輸入関税等を支払うことにより可能。09年度より、SEZ内と課税エリア双方ユニットを持つ場合の、収益帰属の監査を厳格化(2006年SEZルール、ルール19)。

	ヘクタール(別途基準を設けている州もある) (2006年 SEZ ルール、ルール 5)。	
--	---	--